剣淵町農業委員会の委員の選任に関する要綱

平成29年３月１日告示第９号

（趣旨）

第１条　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により町長が任命する剣淵町農業委員会の委員（以下「委員」という。）の選任については、法第９条の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（推薦の求め及び募集）

第２条　町長は、委員を選任しようとするときは、法第９条の規定に基づき、農業者及び農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集を行うものとする。

（推薦及び応募の資格）

第３条　推薦による委員の候補者及び委員の募集に応募しようとする者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、法第８条第４項の規定によるほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に住所を有する者。ただし、町外に住所を有する者も妨げない。

(2) 町職員でない者

(3) 推薦の求め及び募集を始める月の初日において満20歳以上の者

(4) 剣淵町暴力団排除条例（平成25年条例第30号）第２条第に規定する暴力団員等及び暴力団関係事業者でない者

（推薦の求め及び募集の期間等）

第４条　推薦の求め及び募集の期間は、28日間とする。

２　推薦の求め及び募集に当たっては、次に掲げる方法により周知するものとする。

(1) 剣淵町広報

(2) 剣淵町掲示板

(3) 剣淵町ホームページ

(4) その他

（推薦の手続）

第５条　候補者の推薦をしようとする農業者等は、剣淵町農業委員候補者推薦書（様式第１号。以下「推薦書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 農業委員候補者同意書

(2) 農業委員候補者推薦届出承諾書

(3) 農業委員候補者の本籍及び筆頭者の記載がある住民票

２　前項に規定する推薦について、農業者等が推薦する場合にあっては農業者等３人以上の推薦者の連署により、農業者等が組織する団体が推薦する場合にあっては当該団体の代表者により行うものとする。

（応募の手続）

第６条　委員になろうとする者の募集に応募しようとする者は、剣淵町農業委員応募書

（様式第２号）に本籍及び筆頭者の記載がある住民票を添えて、町長に提出しなければならない。

（情報の公表）

第７条　法第９条第２項の規定による推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報の公表は、剣淵町ホームページ等に掲載して行うものとする。

２　公表の時期は、募集期間の中間及び募集期間終了後遅滞なく行うものとする。

３　公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条第１項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）及び認定農業者に準ずる者の数

(2) 応募した者の数及びそのうち認定農業者及び認定農業者に準ずる者の数

(3) 推薦を受けた者及び応募した者の氏名、職業、年齢等（農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 11 条第１項各号に掲げる事項（同項第２号及び第４号に規定する住所を除く。））

（候補者の評価）

第８条　町長は、推薦の求め及び募集の期間が終了したときは、第６条の規定により推薦を受けた者及び第７条の規定により応募した者について、剣淵町農業委員候補者評価委員会規程（平成 29 年訓令第１号）に規定する剣淵町農業委員候補者評価委員会において、その評価を行うものとする。

（委員の選任）

第９条　町長は、前条に規定する評価の結果に基づき、候補者を決定するものとする。

２　町長は、委員の候補者を選任したときは、法第８条第１項の規定により議会の同意を得て、任命するものとする。

（委員の補充）

第 10 条　町長は、罷免、失職又は辞任により委員に欠員が生じた場合は、委員の補充に努めなければならない。

２　町長は、委員の欠員が定数の３分の１を超えた場合は、速やかに委員を補充しなければならない。

３　前２項の規定により補充する委員の選考については、この要綱に定める手続によるものとする。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 29 年３月１日から施行する。